

平成28年度 III階層IV階層の早見表

19歳未満の扶養親族の人数			町民税 所得割額	階層区分	補助金限度額（年額）		
内16歳未満	内16歳以上 19歳未満	第1子 ※1			第2子 ※2	第3子以降 ※3	
1人	1人	0人	55,800円以下	Ⅲ	115,200円	—	—
			191,400円以下	Ⅳ	62,200円	—	—
2人	1人	1人	66,900円以下	Ⅲ	—	211,000円	—
			198,600円以下	Ⅳ	62,200円	—	—
	2人	0人	77,100円以下	Ⅲ	115,200円	211,000円	—
			211,200円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	—
3人	1人	2人	78,000円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			205,800円以下	Ⅳ	62,200円	—	—
	2人	1人	88,200円以下	Ⅲ	—	211,000円	308,000円
			218,400円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	—
	3人	0人	98,400円以下	Ⅲ	115,200円	211,000円	308,000円
			231,000円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円
4人	1人	3人	89,100円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			213,000円以下	Ⅳ	62,200円	—	—
	2人	2人	99,300円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			225,600円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	—
	3人	1人	109,500円以下	Ⅲ	—	211,000円	308,000円
			238,200円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円
	4人	0人	119,700円以下	Ⅲ	115,200円	211,000円	308,000円
			250,800円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円
5人	1人	3人	100,200円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			220,200円以下	Ⅳ	62,200円	—	—
	2人	2人	110,400円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			232,800円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	—
	3人	1人	120,600円以下	Ⅲ	—	—	308,000円
			245,400円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円
	4人	0人	130,800円以下	Ⅲ	—	211,000円	308,000円
			258,000円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円
	5人	0人	141,000円以下	Ⅲ	115,200円	211,000円	308,000円
			270,600円以下	Ⅳ	62,200円	185,000円	308,000円

※1 第1子とは、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者

※2 第2子とは、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有している園児

※3 第3子以降とは、同一世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児

注 III階層に該当する世帯については、多子計算の算定対象の年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とする。算定対象となる範囲は、保護者と生計を一にする者とする。